

令和5年10月5日

業者各位

高槻市総務部契約検査課  
高槻市水道部総務企画課

## 文書による改善指示等及び成績評定への反映について（お知らせ）

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託（以下「工事等」という。）の施工、実施に際し、発注者が受注者に対し改善すべき点を指示する場合、下記のとおりの手順で実施することとしますのでお知らせします。なお、文書による改善指示の場合は、成績評定に関し工事検査調書及び委託業務検査調書（以下「調書」という。）の評定項目が減点扱いとなります。

### 記

- 1 文書による改善指示については、原則口頭での改善指示を2回繰り返しても改善がみられない場合、「指示書」（様式1又は様式2）を受注者に交付します。ただし、重大な事項についての改善指示については、直ちに「指示書」を交付する場合があります。
- 2 受注者は、「指示書」に対する改善報告を「報告書」（様式3又は様式4）により、指定期日までに職員に提出してください。
- 3 改善指示をする例示
  - (1) 施工計画書の提出期限が過ぎているとき。（契約後30日以内）
  - (2) 現場代理人の常駐義務及び配置技術者の専任義務のある工事において、常駐、専任がなされていないとき。
  - (3) 施工管理、工程管理、安全対策及び対外関係について、改善を求める相当な理由があるとき。
  - (4) その他改善を求める相当な理由があるとき。
- 4 口頭や文書での改善指示等については、「協議書（打合せ簿）」（様式5又は様式6）に記載します。
- 5 成績評定  
調書は、a、b、c、d、eの5段階評定で、cを基準として評定を行います。  
d、eの評定は減点（マイナス）となります。
  - ①職員が文書による改善指示を行った。・・・・・・・・・・ d 評定
  - ②職員からの文書による改善指示に従わなかった。・・・・・・・・ e 評定

(1項目あたり d 評定で-1~-2点 e 評定で-2~-3点の減点になります。)

6 1~4については、平成28年4月1日以後に契約を締結する工事等の事案に適用し、改善が見られない場合は調書において減点扱いとなる場合があります。

5におけるd評定及びe評定については、平成29年4月1日以後に契約を締結する工事等の事案に適用します。

#### < 参考 >

##### 成績評定による措置

80点以上：	6か月間一般競争入札において手持工事数及び1発注日あたりの 申込制限件数を1件緩和 6か月間指名競争入札において指名回数の配慮
70点未満：	1億5千万円以上の競争入札に付する建設工事の低入札価格調査の 対象となる入札に参加不可 (工事成績評定を公表した日の翌月から1年間の制限があります)
65点未満：	3か月間入札参加の機会を制限
60点未満：	6か月間入札参加の機会を制限 1年以内に連続した場合は指名停止

##### 関係要綱等

- ①高槻市工事検査要綱
- ②高槻市請負工事成績評定要領
- ③高槻市低入札価格調査制度実施要綱
- ④高槻市工事成績評定結果の入札制度への活用要領
- ⑤土木工事成績採点基準
- ⑥建築工事成績採点基準
- ⑦設備工事成績採点基準
- ⑧委託成績採点基準